

発行 一般社団法人 池袋労働基準協会  
TEL. 03-3988-6344 FAX. 03-3988-6366  
<http://www.ikerokyo.or.jp/> e-mail:office@ikerokyo.or.jp  
〒170-0014 東京都豊島区池袋1丁目8番8号

## 着任のご挨拶

池袋労働基準監督署  
署長 若月 知宏



この度、4月1日付けの人事異動により、池袋労働基準監督署長として着任いたしました若月と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

本年3月末までの2年間は、東京労働局労働基準部賃金課で地方最低賃金審議会運営の事務局などの業務に従事しておりました。

池袋労働基準監督署には平成23年度から2年間勤務した経験がございます。

一般社団法人池袋労働基準協会並びに会員の皆様には、日頃より労働基準行政について、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年度、東京労働局では、「働く人と職場の未来のために TOKYO 2026」をスローガンとして、各施策を展開することとしております。その中であって、労働基準行政においては、主として

- ・最低賃金・賃金の引上げに向けた支援
- ・長時間労働の抑制
- ・死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策の推進
- ・改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知
- ・労災保険給付の迅速・適正な処理

を進めることとしております。

池袋労働基準監督署におきましても、最低賃金や賃上げ支援策の周知、長時間労働の抑制を主眼とした監督や説明会及び個別訪問等の支援、労働災害の撲滅と減少、4月1日に施行された個人事業者等の安全衛生対策の推進に関する「混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大」や、「高年齢労働者の労働災害防止のための指針」など、改正労働安全衛生法や関連指針等の周知、労災保険給付の迅速・公正な処理に努めて参ります。

## 目次

❖池袋労働基準監督署長 着任のごあいさつ .....	1
—池袋労働基準監督署人事異動のお知らせ(令和8年4月1日付け)	
❖令和8年度全国安全週間の実施について .....	2～3
—令和8年度全国安全週間実施要綱(抄)	
—令和8年度労働保険年度更新申告書受理・相談コーナーのご案内	
❖職場の熱中症対策について .....	4～5
❖ハローワーク池袋だより・新規学校卒業予定者の募集・採用について .....	6～7
—ハローワーク池袋所長着任のごあいさつ	
❖定時総会開催案内 講習会等 .....	8

また、化学物質等（メンタルヘルス対策、過重労働対策、石綿ばく露防止対策や、熱中症対策などを含む）による健康障害防止対策についても、引き続き取組を進めて参ります。

当署では、労働者の生命と健康を第一に考えて、様々な行政課題に的確に対応し、行政サービスの向上に努めてまいりますので、これまでと変わらぬご支援、ご協力をお願いいたします。

結びに、池袋労働基準協会様の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、着任のごあいさつとさせていただきます。

【池袋労働基準監督署 人事異動のお知らせ】(令和8年4月1日付け)					
署長 若月 知宏 新任					
副署長(方面・安全衛生)	野村 史朗 新任	副署長(労災)	菅原 彩子 新任		
第一方面主任監督官	鈴鹿 直樹 新任	安全衛生課長	檜村 剛史 新任		
第二方面主任監督官	田母神圭司	労災第一課長	須永 教郎 新任		
第三方面主任監督官	上田 雅之	労災第二課長	石井 恵子		
第四方面主任監督官	武田亜希子 新任	補償課長	橋本 洋平 新任		

## 令和8年度 全国安全週間の実施について

本 週 間 令和8年7月1日～7月7日

準備期間 令和8年6月1日～6月30日

スローガン

### 「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続しています。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況になっています。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められます。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和8年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下、下記事項にご留意の上、積極的に安全衛生管理に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 令和8年度全国安全週間実施要綱（抄）

### 1 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

### 2 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
  - ① 安全衛生管理体制の確立
  - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
  - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
  - ④ リスクアセスメントの実施
  - ⑤ その他の取組
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
  - ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
  - ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
  - ③ 建設業における労働災害防止対策
  - ④ 製造業における労働災害防止対策
  - ⑤ 林業の労働災害防止対策
- (3) 業種横断的な労働災害防止対策
  - ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
  - ② 高年齢者に対する労働災害防止対策
  - ③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策
  - ④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策
  - ⑤ 特定自主検査の適正な実施
  - ⑥ 交通労働災害防止対策
  - ⑦ 熱中症予防対策
  - ⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策

## ●令和8年度 労働保険年度更新申告書受理・相談コーナーのご案内

労働保険年度更新手続きは、6月2日（火）から7月10日（金）までとなります。

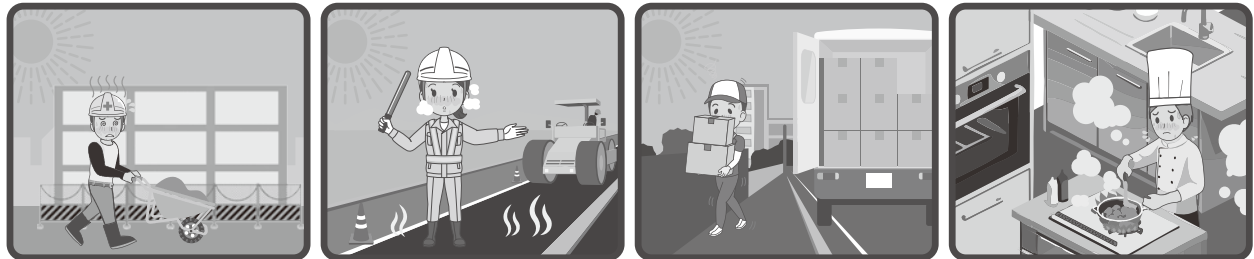
池袋労働基準監督署での申告書受理・相談コーナーの開設は下記のとおりです。

期間内にお手続きいただきますようお願いいたします。

開催期間	会場	所在地
6月23日(火)～7月10日(金) 午前 9:30～午後 4:30	池袋労働基準監督署 4階会議室	豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎

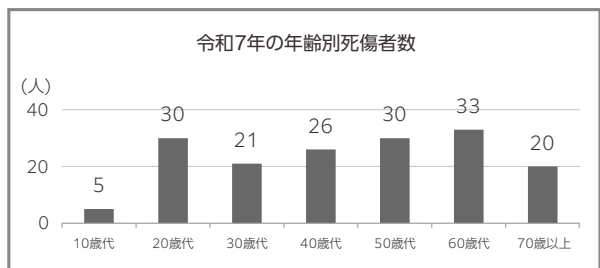
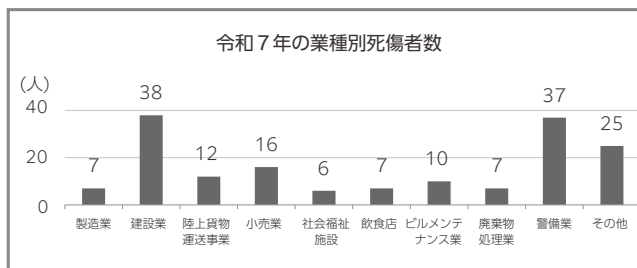
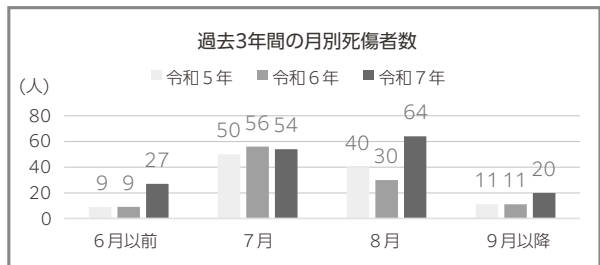
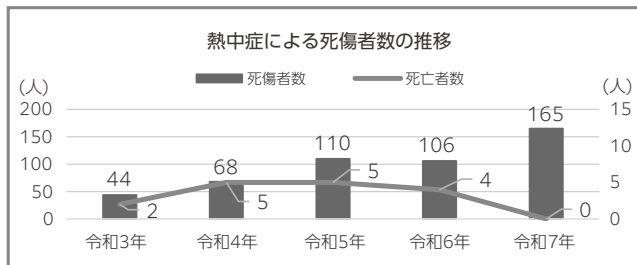
# 職場の「熱中症」を防ごう！

～引き続き熱中症対策に心がけてください～



## 東京労働局管内の熱中症による労働災害の発生状況

令和7年の死傷者数は、統計開始以降最多となっています。



## 熱中症対策にご活用ください

厚生労働省では、毎年5月から9月までの間「Stop! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施しています。

職場における熱中症予防情報 (ポータルサイト)

暑さ指数の実況と予測 | 暑さ指数の計算方法

働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

教育・研修用動画

ロゴマークシール

エイジフレンドリー補助金

専門講師が解説する講習動画 | スポーツ活動中熱中症予防

応急手当カード



東京労働局・労働基準監督署  
～トップが発信！みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～



## 職場における熱中症防止のためのガイドライン 概要

<b>第1 目的等</b>	職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。 事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策第3から選択して実施。
<b>第2 熱中症リスクの評価</b>	
<b>1 有害性の要因の特定</b>	<b>3 熱中症リスクの評価・検討</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定</li> <li>● 有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業 が挙げられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 熱中症リスクの評価</li> <li>● WBGТ値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。WBGТ基準値を超える場合はWBGТ値の低減等の熱中症予防対策を実施。</li> <li>● 熱中症リスクの低減のための措置の検討</li> <li>● 作業場所のWBGТ値の低減を検討（作業環境管理）。</li> <li>● 事業場の実情を踏まえて作業管理。</li> <li>● 高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。</li> </ul>
<b>2 湿球黒球温度の値（WBGТ値）の把握</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● JIS B 7922等に適合したWBGТ指数計で実測</li> </ul>	
<b>第3 熱中症リスクに応じた措置</b>	
<b>1 労働衛生管理体制の確立等</b>	<b>4 健康管理</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。</li> <li>● 各種管理者等の選任と役割</li> <li>● 衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。</li> <li>● 作業手順・作業計画の策定</li> <li>● 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康診断結果に基づく対応</li> <li>● 日常の健康管理等</li> <li>● 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認</li> <li>● 作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。</li> </ul>
<b>2 作業環境管理</b>	<b>5 労働衛生教育</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● WBGТ値の低減</li> <li>● 発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。</li> <li>● 休憩場所の整備等</li> <li>● 休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。</li> <li>● 熱中症予防管理者労働衛生教育 ● 職長等向け教育</li> <li>● 作業従事者向け教育</li> </ul>
<b>3 作業管理</b>	<b>6 異常時の措置</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 作業時間の短縮等 作業の休止時間や休憩時間の確保。</li> <li>● 暑熱順化 計画的に暑熱順化期間を設ける。</li> <li>● プレーリング 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。</li> <li>● 水分及び塩分の摂取 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。</li> <li>● 服装による身体冷却 透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。</li> <li>● 作業中の巡視 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。</li> <li>● 業種・作業別の対応例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。</li> </ul>
<b>図表等</b>	<b>7 その他</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体作業強度等に応じたWBGТ基準値</li> <li>● 熱中症の症状と分類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実施時期</li> <li>● いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について</li> <li>● 注文者や作業場所管理事業者による配慮</li> <li>● 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 衣類の組合せによりWBGТ値に加えるべき着衣補正值（<math>T_{cl}-WBGТ</math>）</li> <li>● 熱中症による健康障害発生時の対応計画</li> <li>● 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等</li> </ul>	

## 高齢者の労働災害防止のための指針 概要

<b>第1 趣旨</b>	労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。
<b>第2 事業者が講ずべき措置</b>	以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。
<b>1 安全衛生管理体制の確立等</b>	<b>4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営トップによる方針表明及び体制整備</li> <li>● 経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。</li> <li>● 高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。</li> <li>● 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施</li> <li>● 高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置</li> <li>● 健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。</li> <li>● 高齢者の状況に応じた業務の提供</li> <li>● 高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。</li> <li>● 高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。</li> <li>● 高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。</li> <li>● 心身両面にわたる健康保持増進措置</li> <li>● 集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。</li> <li>● 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）」等に基づく取組に努めること。</li> </ul>
<b>2 職場環境の改善</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体機能の低下を捕う設備・装置の導入</li> <li>● 高齢者が安全に働け続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。</li> <li>● 高齢者の特性を考慮した作業管理</li> <li>● 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。</li> </ul>	
<b>3 高齢者の健康や体力の状況の把握</b>	<b>5 安全衛生教育</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康状況の把握</li> <li>● 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。</li> <li>● 体力の状況の把握</li> <li>● 高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。</li> <li>● 健康や体力の状況に関する情報の取扱い</li> <li>● 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者に対する教育</li> <li>● 法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすいため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。</li> <li>● 管理監督者等に対する教育</li> <li>● 管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。</li> </ul>
<b>第3 労働者と協力して取り組む事項</b>	事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。
<b>第4 国、関係団体等による支援</b>	事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

## 着任のご挨拶

### ハローワーク池袋所 所長 田中 憲二



このたび、令和8年4月1日付けで池袋公共職業安定所長に着任いたしました田中でございます。

日頃からハローワークの業務運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近の雇用情勢を概観いたしますと、経済活動は持ち直しの動きを見せているものの、原材料価格やエネルギー価格の高騰、急激な物価上昇、さらには国際情勢の不安定化などを背景に、企業経営や雇用環境の先行きに対する不透明感は依然として強い状況にあります。

その一方で、多くの産業分野において人手不足が一層深刻化しており、とりわけ、医療、介護、保育、建設、警備、運輸分野等におきましては、人材確保の成否が事業の継続やサービス水準の維持に直結する状況にあり、地域の雇用を支える中核機関としてハローワークがより主体的に人材確保支援に取り組むことへの期待は、これまで以上に高まっているものと認識しております。

こういった状況の中、ハローワークとしましては、所内に「人材確保・就職支援コーナー」を設置し、企業や業界の魅力発信はもちろんのこと、求職者に選んでもらえる求人票の作成といった企業向けのコンサルティングや就職面接会などのマッチング支援を積極的に実施しているところです。

さらに近年は、国民のいのちと暮らしを守るために必要不可欠な医療・福祉分野の人材不足が大変深刻な状況にあることから、今年度は当該分野の人材確保対策を最重点事項に位置づけ、「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」としてアウトリーチによる求人充足支援を柱に取り組むこととしています。

このプロジェクトでは、所長である私自らが先頭に立って事業所を訪問し、人材確保に関する課題やハローワークへのご要望を直接お伺いしているほか、求職者に対しては有資格者や経験者に限らず、医療・福祉分野に関心のある方々に寄り添いながら、効果的にセミナー等各種イベントへの参加勧奨や求人情報提供を行うなど、当該分野への就職に向けた丁寧かつきめ細かな支援を実施しています。

まさにハローワークの総力を挙げ取り組んでおりますので、今後とも貴協会をはじめとする関係機関の皆様との連携を一層強化し、地域の雇用を支える公的機関としての責務を着実に果たしてまいり所存ですので、お力添えを賜りますようお願いいたします。

結びになりますが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご多幸を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

#### 令和8年4月1日付人事異動（基幹幹部職員）のお知らせ

転出	新所属	転入	旧所属
所長 高橋 大弐	新宿所	所長 田中 憲二	足立所
職業相談部長 三浦 智博	東京労働局	職業相談部長 松永 崇	東京労働局



## ハローワーク池袋からのお知らせ



### 新規学校卒業予定者の募集・採用をご検討ください！

企業のみならず、将来の社会を担う若者の採用について、この機会にぜひご検討ください。

#### ◆ 新規学校卒業予定者の求人活動にはルールがあります

新卒者を対象とした求人活動には、開始時期や選考方法などのルールが定められています。

詳しくは、[ハローワーク池袋ホームページ](#)（右の二次元コード）をご確認ください。▶

ハローワークでは新卒者の求人申込に関する相談をお待ちしています。



#### ◆ 新規高等学校・中学校卒業予定者の採用選考スケジュール（令和8年度）

項目	開始日等
企業からハローワークの求人申込書受付開始	6月1日
高校：求人票返戻し、学校への求人情報提供と企業の求人活動開始 中学：求人票返戻し、ハローワークから学校へ求人案内	7月1日
高校：学校から企業への生徒の応募書類提出開始 中学：ハローワークを通じて企業への応募書類提出開始	高校：9月5日 中学：1月1日
企業による選考開始及び採用内定開始	高校：9月16日 中学：1月10日

※ 高校生・中学生を対象とした求人は、ハローワークで求人を受理した後、学校に求人情報を提出します。

※ 令和7年度から変更はありません。

#### ◆ 学卒求人ご担当者必読書「新卒者募集のために」ダウンロード版のご案内

詳細は二次元コードから ▶



#### 上記に関するお問い合わせ

ハローワーク池袋 事業所第一部門 学卒担当 ☎03-3987-8609（部門コード32#）

## 令和8年度 定時総会・懇親会のご案内

令和8年度定時総会を下記により開催いたします。

開催通知と、ご出欠（委任状）の返信用ハガキを同封いたしましたので、5月29日（金）までにご回報いただきますようお願い申し上げます。

【注】議案書につきましては、当協会ホームページの会員専用ページ（会員ログイン）でご確認ください。なおパスワードは同封した「令和8年度定時総会開催のご案内」に記載しております。

開催日時 令和8年6月17日（水）午後4時00分～  
 会場 ホテルカデンツア東京  
 議題 令和7年度財務諸表及び監査報告承認の件  
 報告 令和7年度事業報告 令和8年度事業計画 その他  
 懇親会 午後5時00分～

## 講習会等・協会行事実施報告と計画

当協会主催講習会等についての内容、お申し込みは同封のご案内か当協会ホームページをご覧ください。他地区協会との共催講習会の内容、お申し込みは当協会ホームページをご覧ください。

なお、講習会等については中止となることもありますので、ホームページをご覧になるか、事務局までお尋ねください。

### 2026年(令和8年)4月～2027年(令和9年)3月講習会等実施計画（予定）

<池袋協会主催講習会等>	2026年(令和8年)										2027年(令和9年)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
新入社員安全衛生教育等講習会	9日												
労働行政運営方針説明会		26日											
労働法セミナー				22日									
全国安全週間説明会			5日										
全国労働衛生週間説明会						7日							
地区年末年始労働災害防止推進大会								27日					
人事労務・労働保険担当者法令実務説明会												予定	
安全衛生推進者養成講習		19-20日				15-16日					25-26日		
安全管理者選任時研修			23-24日				29-30日					16-17日	
衛生推進者養成講習				17日			6日				2日		
労災保険給付の実務基礎講習会(三田幹事)		27日											
実務基礎講座「雇用・社会保険」(新宿幹事)			23日										
労働関係法令のポイント(三田幹事)			3-4日										
人事・労務担当者の労基法(新宿幹事)			17日										
労災保険給付 Atoz講習会(新宿幹事)			25日										

協会ホームページ <http://www.ikerokyo.or.jp/>

講習会等申込書、入会申込書をダウンロードできます。講習会等のご案内については、随時更新いたします。